

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月17日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎



専決第9号

南環境センター場内通路において発生した衝突事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年5月6日

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 和解の相手方



2 和解の内容及び損害賠償の額

- (1) 令和3年3月30日午後1時25分頃、八幡浜市若山9番耕地40番地、八幡浜南環境センターの場内通路において、市所有フォークリフトが可燃ごみを積載し、リサイクルプラザ前を北側から可燃ごみ搬入口に進行していた際に、同車両の前方に積載していたごみ運搬用容器の一部が、停車中であった相手方の所有する車両の前方部分に衝突し、損害を与えた。

このため、相手方車両の修理損害額及び費用弁償の全額を市が相手方に支払う。

- (2) 相手方は、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請求は行わない。

- (3) 損害賠償の額 185,854円

